

第 129 期決算公告

証券コード 8345

平成 23 年 6 月 24 日

岩手県盛岡市中央通一丁目 2 番 3 号

株式会社 **岩手銀行**

取締役頭取 高橋 真裕

第 1 2 9 期末 (平成 2 3 年 3 月 3 1 日現在) 貸借対照表

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	71,425	預金	2,319,064
現金	43,550	当座預金	49,124
預け	27,874	普通預金	981,635
コ ー ル	5,117	貯蓄預金	55,019
買入金債	12,510	通知預金	1,599
商品有価証券	5	定期預金	1,125,980
商品地方債	5	定期積金	22,514
金銭の信託	4,922	その他の預金	83,192
有価証券	1,003,422	譲渡性預金	68,475
国債	348,458	コ ー ル マ ネ	5,000
地方債	213,366	借用金	4,478
社債	307,987	借入金	4,478
株	30,677	外国為替	0
その他の証券	102,931	未払外国為替	0
貸出	1,473,566	社債	20,000
割引手形	5,500	新株予約権付社債	11,700
手形貸付	121,426	その他の負債	10,754
証書貸付	1,147,245	未払法人税等	1,560
当座貸越	199,393	未払費用	4,299
外国為替	2,131	前受収益	761
外国他店預け	2,131	給付補てん備金	54
買入外国為替	0	金融派生商品	247
その他の資産	7,932	資産除去債務	36
前払費用	24	その他の負債	3,794
未収収益	3,947	役員賞与引当金	28
金融派生商品	884	退職給付引当金	8,270
その他の資産	3,076	役員退職慰労引当金	357
有形固定資産	16,640	睡眠預金払戻損失引当金	184
建物	5,631	偶発損失引当金	352
土地	8,769	災害損失引当金	377
建設仮勘定	128	支払承諾	7,604
その他の有形固定資産	2,110	負債の部合計	2,456,647
無形固定資産	994	(純資産の部)	
ソフトウェア	950	資本金	12,089
その他の無形固定資産	44	資本剰余金	4,811
繰延税金資産	5,468	資本準備金	4,811
支払承諾見返	7,604	利益剰余金	114,123
貸倒引当金	△ 19,429	利益準備金	7,278
		その他利益剰余金	106,845
		固定資産圧縮積立金	844
		別途積立金	102,780
		繰越利益剰余金	3,221
		自己株式	△ 3,980
		株主資本合計	127,044
		その他有価証券評価差額金	8,614
		繰延ヘッジ損益	4
		評価・換算差額等合計	8,618
		純資産の部合計	135,662
資産の部合計	2,592,310	負債及び純資産の部合計	2,592,310

第129期

平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
経常収益		46,827
資金運用収益	37,354	
貸出金利	24,221	
有価証券利息配当金	12,801	
コールローン利息	119	
預け金利	10	
その他の受入利息	201	
役員取引等収益	5,950	
受入為替手数料	2,426	
その他の役員収益	3,523	
その他業務収益	1,206	
外国為替売買益	115	
商品有価証券売買益	2	
国債等債券売却益	887	
金融派生商品収益	185	
その他の業務収益	15	
その他経常収益	2,315	
株式等売却益	1,419	
金銭の信託運用益	0	
その他の経常収益	896	
経常費用		37,943
資金調達費用	3,172	
預金利息	2,517	
譲渡性預金利息	80	
コールマネー利息	15	
債券貸借取引支払利息	0	
借入金利息	0	
社債利息	335	
金利スワップ支払利息	222	
その他の支払利息	0	
役員取引等費用	2,339	
支払為替手数料	399	
その他の役員費用	1,939	
その他業務費用	1,346	
国債等債券売却損	1,282	
国債等債券償却	64	
その他の業務費用	0	
営業経常費用	27,352	
その他経常費用	3,732	
貸倒引当金繰入額	1,314	
貸出金償却	1	
株式等売却損	156	
株式等償却	661	
金銭の信託運用損	76	
債権売却損	45	
その他の経常費用	1,476	
経常利益		8,883
特別利益		183
固定資産処分益	183	
償却債権取立益	0	
特別損失		7,071
固定資産処分損失	107	
減損損失	44	
その他の特別損失	6,919	
税引前当期純利益		1,996
法人税、住民税及び事業税	1,687	
法人税等調整額	△ 823	
法人税等調整額		863
当期純利益		1,132

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～30年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費（自己株式の処分に係る費用）は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。なお、要注意先債権に相当する債権において、貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを債権の発生当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度対象債権に対する将来の負担金の支払いに備えるため、債務者区分毎の代位弁済実績率を基礎に算出した予想損失率に基づき、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(7) 災害損失引当金

東日本大震災により、被災した資産の撤去費用および原状回復費用等に備えるため、当事業年度末以降に発生が見込まれる費用の見積額を計上しております。

8. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、経常利益は2百万円、税引前当期純利益は39百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は36百万円であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 13百万円
2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に10,000百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,653百万円、延滞債権額は52,633百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は663百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,198百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は62,149百万円であります。
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,500百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 155,968百万円
その他資産 72百万円
担保資産に対応する債務
コールマネー 5,000百万円
借入金 4,200百万円
上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券80,190百万円及びその他資産3百万円を差し入れております。
また、その他の資産のうち保証金は126百万円及び敷金は153百万円あります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、615,897百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが598,897百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 37,645百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,291百万円
12. 社債には、劣後特約付社債10,000百万円が含まれております。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は3,436百万円であります。
14. 1株当たりの純資産額 7,371円46銭
15. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及び車輛の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
16. 関係会社に対する金銭債権総額 3,727百万円
17. 関係会社に対する金銭債務総額 4,879百万円
18. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率 13.21%(国内基準)

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	47百万円
役員取引等に係る収益総額	26百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	25百万円

 関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	3百万円
役員取引等に係る費用総額	363百万円
その他の取引に係る費用総額	851百万円
2. 「その他の経常費用」には、信託受益権の売却損600百万円及び信託受益権の償却316百万円を含んでおります。
3. 1株当たり当期純利益金額 61円39銭
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 56円8銭
5. 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落等により、以下の資産9か所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額44百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
稼動資産	岩手県内	営業店舗2か所	土地及び建物	2百万円
			(うち土地	1百万円)
			(うち建物	0百万円)
遊休資産	岩手県内	遊休土地6か所	土地	27百万円
遊休資産	青森県内	遊休土地1か所	土地	14百万円
合計				44百万円
				(うち土地 43百万円)
				(うち建物 0百万円)

当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省平成14年7月3日改正）に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累

計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

6. 「その他の特別損失」には、東日本大震災による与信費用6,075百万円及び震災関連のその他費用807百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成23年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上 額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	国債	30,961	31,352	390
	地方債	999	1,002	2
	社債	5,858	6,027	168
	その他	7,494	7,658	164
	小計	45,314	46,040	726
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	6,234	5,780	△453
	その他	4,558	4,289	△268
	小計	10,792	10,070	△722
合計		56,107	56,110	3

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成23年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価(百万円)	差 額(百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	10
関連法人等株式	3
合計	13

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	19,705	11,096	8,608
	債券	669,137	654,841	14,295
	国債	237,606	232,594	5,011
	地方債	172,787	168,944	3,842
	社債	258,743	253,302	5,441
	その他	36,777	36,444	332
	小計	725,619	702,382	23,237
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	9,783	12,205	△2,421
	債券	156,621	158,355	△1,733
	国債	79,890	80,718	△827
	地方債	39,579	40,038	△458
	社債	37,151	37,598	△447
	その他	65,968	70,576	△4,607
	小計	232,373	241,136	△8,762
合計		957,993	943,519	14,474

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 （百万円）
株式	1,175
その他	185
合計	1,360

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

	売却原価（百万円）	売却額（百万円）	売却損益（百万円）
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	1,000	400	△600
合計	1,000	400	△600

（売却の理由）債券の発行者の信用状態の著しい悪化

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	3,731	1,419	156
債券	64,084	865	749
国債	31,359	202	229
地方債	17,457	457	—
社債	15,267	206	520
その他	7,074	21	532
合計	74,890	2,306	1,438

7. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落等しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、1,010百万円（うち、株式629百万円、社債64百万円、及びその他のうち信託受益権316百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、（1）個々の銘柄の有価証券の事業年度末日における時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合、（2）個々の銘柄の有価証券の事業年度末日における時価が、取得原価に比べて30%以上50%未満の範囲で下落した場合で、次の基準に該当する場合があります。

（1）株式

- ① 時価が事業年度末日以前1年間にわたり、取得原価に対し一度も70%超の水準まで回復していない場合
- ② 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上している場合
- ③ 事業年度末日時点において、「資金証券業務運用基準」によるロスカット・ルールに定める損切り水準に達している場合

（2）投資信託

- ① 時価が事業年度末日以前1年間にわたり、取得原価に対し一度も70%超の水準まで回復していない場合
- ② 事業年度末日時点において、「資金証券業務運用基準」によるロスカット・ルールに定める損切り水準に達している場合

（3）債券及び信託受益権

取得時に比べて取得格付けが2ランク以上下落した場合や、BB格以下となった場合等、信用状態の著しい低下があったと判断される場合

（金銭の信託関係）

運用目的の金銭の信託（平成23年3月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	4,922	—

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	6,004	百万円
退職給付引当金	3,324	
減価償却費	1,596	
有価証券	885	
その他	1,599	
繰延税金資産小計	13,410	
評価性引当額	△ 1,567	
繰延税金資産合計	11,843	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 5,803	
固定資産圧縮積立金	△ 567	
その他	△ 3	
繰延税金負債合計	△ 6,374	
繰延税金資産の純額	5,468	百万円

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 1社

会社名

いわぎんビジネスサービス株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連法人等 3社

会社名

いわぎんリース・データ株式会社

株式会社いわぎんディーシーカード

株式会社いわぎんクレジットサービス

第129期末（平成23年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	71,425	預 金	2,318,996
コールローン及び買入手形	5,117	譲 渡 性 預 金	68,325
買 入 金 銭 債 権	12,510	コールマネー及び売渡手形	5,000
商 品 有 価 証 券	5	借 用 金	4,478
金 銭 の 信 託	4,922	外 国 為 替	0
有 価 証 券	1,003,720	社 債	20,000
貸 出 金	1,473,566	新 株 予 約 権 付 社 債	11,700
外 国 為 替	2,131	そ の 他 負 債	10,777
そ の 他 資 産	7,932	役 員 賞 与 引 当 金	28
有 形 固 定 資 産	16,640	退 職 給 付 引 当 金	8,294
建 物	5,631	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	360
土 地	8,769	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	184
建 設 仮 勘 定	128	偶 発 損 失 引 当 金	352
その他の有形固定資産	2,110	災 害 損 失 引 当 金	377
無 形 固 定 資 産	994	支 払 承 諾	7,604
ソ フ ト ウ ェ ア	950	負 債 の 部 合 計	2,456,479
その他の無形固定資産	44	（ 純 資 産 の 部 ）	
繰 延 税 金 資 産	5,481	資 本 金	12,089
支 払 承 諾 見 返	7,604	資 本 剰 余 金	4,811
貸 倒 引 当 金	△ 19,429	利 益 剰 余 金	114,605
		自 己 株 式	△ 3,985
		株 主 資 本 合 計	127,521
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	8,616
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	4
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	8,621
		純 資 産 の 部 合 計	136,143
資 産 の 部 合 計	2,592,622	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,592,622

第129期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科 目	金 額	
経 常 収 益		46,834
資 金 運 用 収 益	37,353	
貸 出 金 利 息	24,221	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	12,800	
コールローン利息及び買入手形利息	119	
預 け 金 利 息	10	
そ の 他 の 受 入 利 息	201	
役 務 取 引 等 収 益	5,962	
そ の 他 業 務 収 益	1,206	
そ の 他 経 常 収 益	2,311	
経 常 費 用		37,971
資 金 調 達 費 用	3,172	
預 金 利 息	2,517	
譲 渡 性 預 金 利 息	79	
コールマネー利息及び売渡手形利息	15	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	0	
借 用 金 利 息	0	
社 債 利 息	335	
そ の 他 の 支 払 利 息	223	
役 務 取 引 等 費 用	2,339	
そ の 他 業 務 費 用	1,346	
営 業 経 費	27,354	
そ の 他 経 常 費 用	3,759	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,314	
そ の 他 の 経 常 費 用	2,444	
経 常 利 益		8,862
特 別 利 益		183
固 定 資 産 処 分 益	183	
償 却 債 権 取 立 益	0	
特 別 損 失		7,071
固 定 資 産 処 分 損 失	107	
減 損 損 失	44	
そ の 他 の 特 別 損 失	6,919	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,975
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,689	
法 人 税 等 調 整 額	△ 823	
法 人 税 等 合 計		865
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		1,109
少 数 株 主 利 益		—
当 期 純 利 益		1,109

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3 年～30 年
そ の 他	3 年～20 年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行で定める利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費（自己株式の処分に係る費用）は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第 4 号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。なお、要注意先債権に相当する債権において、貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを債権の発生当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

7. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

8. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

9. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

11. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度対象債権に対する将来の負担金の支払いに備えるため、債務者区分毎の代位弁済実績率を基礎に算出した予想損失率に基づき、将来の負担金支払見込額を計上しております。

12. 災害損失引当金

東日本大震災により、被災した資産の撤去費用および原状回復費用等に備えるため、当連結会計年度末以降に発生が見込まれる費用の見積額を計上しております。

13. 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

14. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

15. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

16. 消費税等の会計処理

当行並びに連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、経常利益は2百万円、税金等調整前当期純利益は39百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は36百万円であります。

(持分法に関する会計基準)

当連結会計年度から「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号平成20年3月10日)を適用しております。

これによる経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

表示方法の変更

(連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書関係)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第5号平成23年3月25日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式を適用し、前連結会計年度における「評価・換算差額等」は当連結会計年度から「その他の包括利益累計額」として表示しております。

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度から、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第41号平成22年9月21日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」を表示しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に10,000百万円含まれております。
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,653百万円、延滞債権額は52,633百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は663百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,198百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は62,149百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,500百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	155,968百万円
その他資産	72百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー及び売渡手形	5,000百万円
借入金	4,200百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券80,190百万円及びその他資産3百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は126百万円、敷金は153百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、615,897百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが598,897百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 37,645百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,291百万円

11. 社債には、劣後特約付社債10,000百万円が含まれております。

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,436百万円であります。

13. 1株当たりの純資産額 7,398円40銭

14. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及び車輛の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

15. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率 13.25%（国内基準）

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、株式等償却661百万円、株式等売却損156百万円、信託受益権の売却損600百万円及び信託受益権の償却316百万円を含んでおります。

2. 1株当たり当期純利益金額 60円12銭

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 54円91銭

4. 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落等により、以下の資産9か所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額44百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
稼動資産	岩手県内	営業店舗2か所	土地及び建物	2百万円
				(うち土地 1百万円)
				(うち建物 0百万円)
遊休資産	岩手県内	遊休土地6か所	土地	27百万円
遊休資産	青森県内	遊休土地1か所	土地	14百万円
合 計				44百万円
				(うち土地 43百万円)
				(うち建物 0百万円)

当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省 平成 14 年 7 月 3 日改正）に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

5. 「その他の特別損失」には、東日本大震災による与信費用 6, 0 7 5 百万円及び震災関連のその他費用 8 0 7 百万円を含んでおります。

6. 包括利益の金額 $\Delta 3, 6 6 5$ 百万円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務等、主として銀行業務を中心に金融サービスに係る事業を行っております。

当行グループが主たる事業とする銀行業務においては、預金やコールマネー等による資金調達を行う一方で、貸出金や有価証券投資による資金運用を行っております。よって、当行グループの金融資産及び金融負債は金利変動の影響を受けやすいことから、金融市場環境の変化によって損失を被る市場リスク（金利リスクや価格変動リスク等）を有しているほか、資金繰りに困難が生じるリスクも有しております。

このため、資産・負債の状況と金融市場等の動向を踏まえ、資金繰りや投資方針に合わせて、収益とリスクのバランスを適切にコントロールするための「資産・負債の総合管理（ALM）」を行っており、その一環としてデリバティブ取引も行っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の企業及び個人に対する貸出金や投資有価証券であります。

貸出金は、信用供与先の債務不履行による貸倒発生等の信用リスクに晒されています。当期の連結決算日現在における業種別の貸出金構成比では、個人が最も多く、次いで製造業、卸・小売業、地方公共団体などとなっており、概ね各業種に分散されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、純投資目的、満期保有目的及び事業推進目的で保有しているほか、商品有価証券は売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利リスクおよび市場価格の変動リスク等に晒されております。

預金や社債、コールマネー等の負債は、資産との金利または期間のミスマッチによる金利の変動リスクを有しております。また、予期せぬ資金の流出等により資金繰りがつかなくなる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る資金繰りリスクを有しているほか、市場全体の信用収縮等の混乱により、必要な資金が調達できなくなったり、当行グループの信用力によっては通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクを有しております。

デリバティブ取引には、ALMの一環として行っている金利スワップ取引があります。当行グループでは、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金ならびに債券に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

このほか、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金ならびに債券に金利スワップの特例処理を行っているものがあります。一部ヘッジ会計の要件を満たしていない取引は、金利の変動リスクに晒されております。

なお、連結子会社では、預金および譲渡性預金を除き、有価証券等の金融資産は保有していないほか、借入金等もございません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、融資事務及び信用リスク管理に関する内部規程に従い、貸出金等について個別案件ごとの与信審査、融資条件の決定、また信用供与先ごとに内部格付、与信限度額、問題債権への対応などの与信管理体制を整備し運用しています。

これらの与信管理は、各営業部店のほか審査部、融資管理部により行われ、定期的に取り締役会へ付議・報告を行っています。また、行内格付や貸出金ポートフォリオのモニタリングを行い、信用リスク定量化結果とともに四半期毎に信用リスク委員会へ報告しています。さらに、与信管理の状況については、行内の監査部門による厳正なチェック体制を構築しています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、市場金融部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行グループではALMによって金利の変動リスクを管理しており、資金運用会議や金利検討部会における協議を踏まえ、ALM委員会において、その実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。具体的には、ギャップ分析や金利感応度分析を基本とし、BPV（ベシス・ポイント・バリュー）、VaR（バリュー・アット・リスク）等の手法を用いてモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。なお、ALMの一環として、金利リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関しては、通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を利用しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券投資に係る価格変動リスクについては、市場関連リスク管理規程に基づき、一定の保有期間と信頼区間に基づくVaRを日次で計測し、そのリスク量が自己資本の一定額に収まっているかを把握し管理しております。また、半期毎に総合損益ベースならびに実現損益ベースの損失限度額と投資限度額を定めており、日次でそれぞれの計測を行い管理しております。これらの情報はリスク管理部を通じて、経営者に対し日次で報告しております。

市場金融部における有価証券投資については、資金証券業務運用基準ならびに投資基本方針に定める投資対象ならびに投資ガイドラインに基づき行われており、投資後の継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。また、市場環境や投資状況については、リスク管理部を通じて、経営者に対し定期的に報告しております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ取引取扱規程ならびに資金証券業務運用基準において、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理について担当する部門と役割を明確に定め、内部牽制を確立のうえ実施しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

(ア) 市場運用部門の金融商品

当行グループでは、債券、株式等の保有する有価証券VaR算定にあたり、分散・共分散法を採用しております。算定にあたってのパラメータは、次のとおりです。

	保有期間	信頼区間	観測期間
債券（投資勘定）	3ヵ月	99%	1年
純投資株式	3ヵ月	99%	1年
政策投資株式	6ヵ月	99%	1年
投資信託	3ヵ月	99%	1年

平成23年3月31日現在で、当行の市場運用部門における市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で16,852百万円です。

なお、当行グループでは、モデルが算出するV a Rと実際の損益を比較するバックテストを実行して実施しております。平成 22 年度に関して保有期間 1 日 V a Rを用いて実施したバックテストの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを補足しているものと考えております。ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率下での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

(イ) 預金、貸出金等の金融商品

当行では、預金、貸出金等のV a R算定にあたり、分散・共分散法（保有期間 6 カ月、信頼区間 99%、観測期間 1 年）を採用しております。

平成 23 年 3 月 31 日現在で、当行グループの預金、貸出金等の金利リスク量（損失額の推計値）は、全体で 7,622 百万円です。

算定にあたっては、対象の金融資産と金融負債を金利満期日に応じて適切な期間に割り振ったキャッシュ・フローと、期間毎の金利変動幅を用いております。ただし、V a Rは、過去の金利変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率下での金利リスク量を計測しており、合理的な想定幅を超える変動が生じた場合には算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループにおける流動性リスク管理は、資金繰りリスク管理規程において定量的な基準に基づき判定される状況別の管理手続きを定めており、適切に全体の資金繰り管理を行っております。また、半期毎に支払準備額の下限値を定め、日次でモニタリングを行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 23 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めていないほか、重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。（(注 2) 参照）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	71,425	71,425	—
(2) コールローン及び買入手形	5,117	5,117	—
(3) 買入金銭債権	12,510	12,406	△ 104
(4) 金銭の信託	4,922	4,922	—
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	44,054	44,162	108
その他有価証券	957,993	957,993	—
(6) 貸出金	1,473,566		
貸倒引当金 (※ 1)	△ 19,244		
	1,454,321	1,463,302	8,980
資産計	2,550,345	2,559,330	8,984
(1) 預金	2,318,996	2,320,177	1,180
(2) 譲渡性預金	68,325	68,329	3
(3) コールマネー及び売渡手形	5,000	5,000	—
(4) 社債	20,000	20,100	100
(5) 新株予約権付社債	11,700	11,495	△ 204
負債計	2,424,022	2,425,102	1,079
デリバティブ取引 (※ 2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(127)	(127)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	765	1,080	315
デリバティブ取引計	637	953	315

(※ 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※ 2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引および特例処理を適用しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間（1 年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、発行期間が 1 年未満の信託受益権ならびにクレジット買入金銭債権については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、買入金銭債権のうち発行期間が 1 年以上のものについては、業者による評価とし、証券会社、銀行等の店頭において成立する価格（気配値を含む）を時価としております。

(4) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有

価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。私募債は、割引現在価値とし、対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いて算定しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合などに想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 社債、及び (5) 新株予約権付社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約取引）、クレジット・デフォルト・スワップであり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(※1)(※2)	1,487
② 組合出資金等(※3)	185
合計	1,672

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当連結会計年度において、非上場株式について31百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金等については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることなどから時価開示の対象とはしておりません。